

規制の事前評価書（要旨）

| | |
|----------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 |
| 規制の名称 | 環境影響評価法の対象事業に係る風力発電事業の規模要件の緩和 |
| 規制の区分 | 緩和 |
| 担当部局 | 環境省大臣官房環境影響評価課 |
| 評価実施時期 | 令和3年8月 |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>2012年から2021年にかけて、風力発電事業に係る環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）に基づく環境影響評価手続が約400件（2021年2月時点）実施されており、同事業を同手続の対象に追加した2012年当時と比べて事例や知見も充実してきた。こうした中、環境省及び経済産業省が設置した「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、同手続の対象とすべき「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」として捉えるべき風力発電事業の規模について、同手続の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、第一種事業の規模要件を出力5万kW以上とすることが適切との結論を得た。</p> <p>今般、新たな知見に基づき、他の事業との公平性の観点も踏まえ検討した結果、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき風力発電事業の適正な規模が判明したことから、現行の規制を今後も継続した場合、同手続の対象とすることが適切でない事業であるにもかかわらずこれを義務付けるという不合理な法の運用が継続されることとなる。このことは、適切な制度の運用がなされず、法の信頼性を失わしめることにつながるおそれがあるものである。</p> <p>このことから、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「令」という。）を改正し、法に基づく環境影響評価手続の対象となる風力発電事業の規模要件について、第一種事業においては出力を1万kW以上から5万kW以上に、第二種事業においては出力を7,500kW以上1万kW未満から3.75万kW以上5万kW未満に、それぞれ変更する。</p> |
| 想定される代替案 | <p>今回の令の改正は、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき規模要件よりも小さな規模の事業についても同手続を義務付けている現状の制度について、最新の知見に基づき、他の事業との公平性の観点も踏まえ検討した結果、適正な規模要件に変更するものである。この目的を達成するためには、対象事業の範囲を規定している令の改正を実施する以外の方法は採用できない。</p> <p>（なお、検討会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」（第一種事業）について、面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電事業の特性として懸念される発電設備（風車）による環境負荷の度合いに鑑みれば、より厳しい50ha相当の出力規模とすることが適切である。 ・この考え方及び風力発電は設備を列状に配置することが多い点を踏まえ、2012年以降に環境影響評価書手続が終了した46事例について、道路等と同様に線的な事業とみなして分析すると、50haに相当する出力はおおよそ |

| | | |
|---------------|--|--------|
| | <p>5万kWとなった。</p> <p>・このため、風力発電の適正な規模要件は、第一種事業は5万kW以上、第二種事業は3.75万kW以上5万kW未満とすることが適切である。</p> <p>とされたところであり、本政令改正で設ける数値以外の数値で規模要件を設定することは適切でない。）</p> | |
| 直接的な費用の把握 | 要素 | 代替案の場合 |
| 遵守費用 | <p>本改正には、事業者にとって新たに許可や届出等の事務が発生するものではないことから、追加的な遵守費用は発生しない。</p> | — |
| 行政費用 | <p>風力発電所は規模にかかわらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、その立地等によっては、規模が大きいものでなくとも環境影響が懸念される場合がある。この点、我が国の環境影響評価制度は、法と地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたところであり、今回の令の改正により、自治体においては、立地場所その他地域の実情に応じ、条例等の制度的対応を取る必要があるか否かの検討を行い、必要と判断する場合にはその制定作業や施行に当たっての各種対応が発生することとなる。また、国においても、自治体の条例等による対応に係る検討に当たっての技術的助言を行うこと、適切に条例等が施行されているか等の状況をモニタリングすること等の対応が発生すると想定される。これらについて、①自治体における検討に要する負担、②環境省の審査に係る負担の軽減、③自治体の審査に係る負担の軽減について、仮定を置きながら比較したところ、その他算出が困難である費用負担（条例に関するモニタリングや技術的助言等）が一部国に生じることを踏まえても、本改正によって大幅な負担増加にはつながらないと考えられる結果となった。</p> | — |
| 直接的な効果（便益）の把握 | <p>本改正は、新たな知見に基づき、他の事業との公平性の観点も踏まえ検討した結果、法の規定に照らした適正な規模に改めることにより、不合理な状況を解消し、制度の信頼性を確保するものである。</p> <p>なお、本改正により法に基づく環境影響評価手続の義務付け対象外となる風力発電事業の環境影響評価手続の年間実施件数が約12件/年として、環</p> | |

| | | |
|-------------------|---|---|
| | <p>境影響評価を実施することにより一般的に事業者が負担する費用額を 1.3 億円／件と仮定すると、15.6 億円／年の遵守費用額の削減となる。</p> | |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>前述のとおり、我が国の環境影響評価制度においては、法と地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたところであり、本改正によって、地域の実情に応じ、風力発電の環境影響評価手続に係る条例の整備がなされ、地域の実情にあった環境影響評価手続が実施されることとなる。</p> <p>なお、地域において条例が整備されるまでの期間において、環境保全上の問題が生じることのないよう、本改正に当たっては所要の経過措置を設けることとする。</p> | — |
| 費用と効果（便益）の関係 | <p>法の運用においては、住民、事業者、自治体等の関係者の信頼性を確保した上での運用が必要不可欠である。</p> <p>本改正によって条例整備等の一定の行政における負担は生じるものの、追加的な遵守費用は発生せず、一方で、本改正により上記関係者の環境影響評価制度への信頼性の確保が図られることから、法を今後も適正に運用していくに当たり、本改正によって高い効果を得ることができるものと考えられる。</p> | |
| その他の関連事項 | <p>本改正は、検討会の報告書の内容を踏まえ立案している。</p> | |
| 事後評価の実施時期等 | <p>今回の改正後の令の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> | |
| 備考 | — | |